

しっかり休む夏休みを 振替・割振りを取ろう

越教組ニュース

越谷市教職員組合
情宣部
18.07.03(火)
Tel 988-3281
Fax 988-3283

振替・割振りは管理職の責任

夏季休業が近くなってきました。学期末ももう一踏ん張り、がんばりましょう。さて、一学期中に、正規の勤務時間以外に「週休日の振替」や「勤務時間の割振り変更」で勤務された方も多いのではないのでしょうか。いずれも勤務日の十

六週間までの期間に休ませることになっていきます。また、休んでいないという方は、この夏休みを使ってぜひ休みを取るようにならなければなりません。週休日の振替や勤務時間の割振り変更は管理職が勤務を命じたものから、管理職が必ず休

ませなければならぬのです。うっかり十六週を過ぎて、休みを取らせられなかったではすまない問題になってしまいません。休みを取らせるのは管理職の責任ですが、私たちの方から声かけをするなど協力していきましょう。

勤務時間の割振り変更の取り方

- ◆長期休業日等に、割振りで勤務した数日分をまとめて振替とすることは差し支えないが、1日の勤務時間のすべてを振替で出勤しないことはできない。
 〈例〉割振り変更により累積した時間で一日出勤しないことは不可
 〈例〉勤務開始時間に出勤して1時間勤務し、残りの6時間45分を振替で帰宅することは可能
- ◆週休日の振替4時間と、勤務時間の割振り変更を併せることによって、1日のすべてを勤務しないことはできない。ただし、勤務時間の割振り変更4時間と半日(課業日は不可)年休または半日夏季休暇と併せて1日のすべてを勤務しないことはできる。
 〈例〉4時間の週休日の振替と勤務時間の割振り変更4時間を併せて出勤しないことは不可
 〈例〉勤務時間の割振り変更4時間(累積も可)と年休4時間(半日分と見たたて)を併せて出勤しないことは可能
 〈例〉勤務時間の割振り変更3時間と年休5時間を併せて1日とし、出勤しないことは不可

事務上の処理

- ◆週休日等の変更を行った場合は、「週休日等の割振り変更簿」に記載する。
- ◆学校行事等により学校全体、学年単位で変更を行う場合は、教育委員会への手続き等を経て実施し、その内容を学校日誌に記載する。「週休日等の割振り変更簿」には記載しない。
- ◆週休日の振替を行った場合は、併せて出勤簿を整理する。

体育代替の申請数 対象者の半数?!

越教組は、体育代替制度を知らない管理職がいるのではないかとこの情報を得て、市教委に昨年度分の体育代替について情報提供を求めました。以下はその結果です。

体育代替対象者数	22人
校長からの申請数	13件
配置数	12件

びっくりしました。代替が必要になっている対象者が22人いるに、校長からの申請数はおよそ半分。残り半分の校長は申請をしていません。どういことでしょうか。こんな数字をみると、先日病休・休職の代員を申請していない学校が、その理由を「学校内の教育課程を工夫し代員配置の要請なし」としていましたが、本当にそうだったのかと不信を持ってしまいます。代替が来ていない場合には、「まだですか」と声をかけてみましょう。何とも情けないことですが。

■週休日の振替とは

土曜日や日曜日に勤務を命じる代わりに休ませる措置を取ることです。原則として一日を単位とすることになっていきますが、やむを得ない場合は四時間を単位とすることもできます。

■勤務時間の割振り変更

正規の勤務時間外に学校運営上必要な用務というところで、勤務を命じる代わりに休ませる措置を取ること。一時間を単位とするものになっていきますが、〇・五時間でもできます。対象となる業務は決まっています。

①職員会議

②校務分掌での部会としての活動

③生徒指導

④出張

⑤学校行事(校外行事)

⑥部活(月三二時間以内)

⑦教務用務

「教務用務」については、学期末の評価設定等の事務に加えて、時期に関係なく小中とも単元テストの〇付けや点数入力、授業で使用する教材及び考査の印刷並びに授業で使用する教室内等での教具等の準備も対象になりました。積極的に取るように言ってくれる管理職もいると聞いています。

